

令和 8 年度 大宜味村優良特産品推奨申請実施要領

大宜味村では、大宜味村の主産物であるシークワサーその他の生産物を利用した製品を優良特産品として推奨することにより、その需要の拡大及び品質の向上を図り、もって特産品の販路開拓に資することを目的とするため、新規申し込みの募集を行います。申し込みについては下記要領をご確認ください。

1. 申請資格：村内に事業の本拠を有する業者であること。
2. 推奨対象品：①村内で生産又は主たる加工がなされたものであること。
②市場で6箇月以上販売されているものであること。
3. 推奨基準
①品質が優良で特産品として推奨する価値のあるものであること。
②食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に違反しないものであること。
4. 申請期間：令和8年8月3日（月）～令和8年8月28日（金）
5. 申請書類等
①大宜味村優良特産品推奨申請書（申請書等一式）
②添付資料（製品紹介パンフレット等 又は商品画像各1枚）
③申請製品（各2点のご提出をお願い致します。）
※申請書類は、大宜味村役場農林水産課に備え付けております。
7. 審査会：令和8年9月中旬に開催予定
※必要に応じ、商品の提出をお願いします。
8. 表彰：令和8年9月下旬に開催予定
9. 提出・お問い合わせ先

〒905-1392 大宜味村字大兼久 157 番地
大宜味村農林水産課 農政係（役場2階）
T E L 0980-44-3232 F A X 0980-44-3999